

28. ひき船使用料

◎名古屋港タグ事業協同組合（名古屋港タグセンター）

（令和 7 年 4 月 1 日実施）

（１）基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定 した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	3,000PS 未満	3,000PS 以上
執務時間内 08：30～17：15	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
執務時間外 （深夜） 22：15～04：45	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

- ① １時間をこえる時間 30 分ごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料金（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては 10 割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶については、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

1. 日本製鉄岸壁利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1 時間につき)

区 分	総トン数	使用料 (単位 : 円)	
		3,000PS 未満	3,000PS 以上
		きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸 あいち丸 わかさ丸 たはら丸 しま丸 やまと丸 いぶき丸 (3,500PS) (2,574KW)
基本時間帯 08 : 30～17 : 00 但し休日 (日曜日、国民の祝日並び に 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日を いう) を除く	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	¥74,300 ¥84,900 ¥103,900 ¥103,900	¥84,900 ¥84,900 ¥103,900 ¥121,800
割増時間帯 05 : 00～08 : 30 17 : 00～22 : 00 及び休日 05 : 00～22 : 00	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	¥118,800 ¥135,800 ¥166,200 ¥166,200	¥135,800 ¥135,800 ¥166,200 ¥194,800
深夜割増時間帯 22 : 00～05 : 00	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	¥163,400 ¥186,700 ¥228,500 ¥228,500	¥186,700 ¥186,700 ¥228,500 ¥267,900

1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の 10 割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶については、別途消費税等 (円未満四捨五入) を付加する。

(令和 7 年 4 月 1 日実施)

2. 日本製鉄岸壁以外の場合（但し、飛島ふ頭南側コンテナターミナルは別に定める料金とする）

(1) 基本料金（1 時間につき）

区 分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を 指定した場合を除く）		ひき船の馬力による場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未 満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸 あいち丸 わかさ丸 たはら丸 しま丸 やまと丸 いぶき丸 (3,500PS) (2,574KW)
基本時間帯 08：30～17：15 但し休日（日曜日、 国民の祝日並びに 1月2日、3日及び 12月31日をいう）を 除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
割増時間帯 04：45～08：30 17：15～22：15 及び休日 04：45～22：15	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
深夜割増時間帯 22：15～04：45	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

- ① 1 時間をこえる時間30分ごとの基本料金は、前項の 5 割の額とする。
- ② 時間外割増・・・割増時間帯は基本時間帯の 6 割増の額とする。
深夜割増時間帯は基本時間帯の 12 割増の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

3. 飛島ふ頭南側コンテナターミナルの場合

(1) 基本料金（1時間につき）

区 分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を 指定した場合を除く）		ひき船の馬力による場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン 未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸 あいち丸 わかさ丸 たはら丸 しま丸 やまと丸 いぶき丸 (3,500PS) (2,574KW)
基本時間帯 08:30～17:15 但し休日（日曜日、国民の祝 日並びに 1月2日、3日及び 12月31日をいう）を除く	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
割増時間帯 04:45～08:30 17:15～22:15 及び休日 04:45～22:15	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
深夜割増時間帯 22:15～04:45	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

① 1時間をこえる時間30分ごとの基本料金は、前項の5割の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

1. 飛島ふ頭コンテナターミナル利用船舶以外の場合

（1）基本料金（1時間につき）（単位：円）

区分	使用料			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3000ps 以下	3000ps 以上
	3,000 吨未満	3,000 吨以上 8,000 吨未満	13たましお (2,400ps) (1,764kw)	くまの きよす つしま丸 かりや丸 (3500ps) (2,764kw)
（イ） 執務時間内 [08時30分～17時15分] 但し休日[日曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。]を除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
（ロ） 執務時間外 (04時45分～08時30分、17時15分～22時15分) 及び（イ）の休日 [04時45分～22時15分]	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
（イ） 執務時間外（深夜） [22時15分～04時45分]	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

（2） 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の5割の額とする。

2. 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

3. 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（四捨五入）を加算する。

1. 飛島ふ頭コンテナターミナル利用船舶の場合

（1）基本料金（1時間につき）（単位：円）

区分	使用料			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3000ps 以下	3000ps 以上
	3,000 吨未満	3,000 吨以上 8,000 吨未満	13たましお (2,400ps) (1,764kw)	くまの きよす つしま丸 かりや丸 (3500ps) (2,764kw)
（イ） 執務時間内 [08時30分～17時15分] 但し休日[日曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。]を除く	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
（ロ） 執務時間外 (04時45分～08時30分、17時15分～22時15分) 及び（イ）の休日 [04時45分～22時15分]	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
（イ） 執務時間外（深夜） [22時15分～04時45分]	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

（2） 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の5割の額とする。

2. 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

3. 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（四捨五入）を加算する。

◎ 名古屋汽船株式会社 [みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・ちぐさ丸]

(令和7年4月1日実施)

1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船 を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未 満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	みずほ丸 さかえ丸 (2,400ps) (1,750kW)	さくら丸 ちぐさ丸 (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30～17:15 但し休日(日曜日、国民の 祝日並びに1月2日、3日 及び12月31日をいう)を 除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
執務時間外 04:45～08:30 17:15～22:15 及び休日 04:45～22:15	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
執務時間外(深夜) 22:15～04:45	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業(しゅんせつ船または故障船のえい航等)のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合(港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む)は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税(円未満四捨五入)を付加する。

◎ 名古屋汽船株式会社 [みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・ちぐさ丸]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1 時間につき)

区分	使用料 (単位：円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船 を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未 満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	みずほ丸 さかえ丸 (2,400ps) (1,750kW)	さくら丸 ちぐさ丸 (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30～17:15 但し休日 (日曜日、国民の 祝日並びに1月2日、3日 及び12月31日をいう) を 除く	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
執務時間外 04:45～08:30 17:15～22:15 及び休日 04:45～22:15	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
執務時間外 (深夜) 22:15～04:45	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

1 時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ グリーン海事株式会社 [13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお]

(令和7年4月1日実施)

1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps) (1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30～17:15	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
執務時間外 04:45～08:30 17:15～22:15	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
執務時間外 (深夜) 22:15～04:45	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

- ① 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船又は故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ グリーン海事株式会社 [13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1 時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps) (1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30～17:15	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
執務時間外 04:45～08:30 17:15～22:15	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
執務時間外 (深夜) 22:15～04:45	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

- ① 1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の 10 割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ ケイライン ポートサービス株式会社 [愛鳳丸・名鳳丸] (令和7年4月1日実施)

1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金

ひき船の馬力による区分(1時間につき)

ひき船名	定格馬力		使用料(単位:円)		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外(深夜)
	(PS)	(KW)	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
愛鳳丸	3,500	2,574	¥135,400	¥216,640	¥297,880
名鳳丸	3,500	2,574			

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く(1時間につき)

区分	使用料(単位:円)		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外(深夜)
	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
3,000 トン未満	¥82,500	¥132,000	¥181,500
3,000 トン以上 8,000 トン未満	¥94,400	¥151,040	¥207,680

- ① 1時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料(深夜を除く)と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業(しゅんせつ船または故障船のえい航等)のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合(港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む)は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税(円未満四捨五入)を付加する。

◎ ケイライン ポートサービス株式会社 [愛鳳丸・名鳳丸]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金

ひき船の馬力による区分 (1 時間につき)

ひき船名	定格馬力		使用料 (単位: 円)		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外 (深夜)
	(PS)	(KW)	08 : 30～17 : 15	04 : 45～08 : 30 17 : 15～22 : 15	22 : 15～04 : 45
愛鳳丸	3,500	2,574	¥128,500	¥205,600	¥282,700
名鳳丸	3,500	2,574			

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く (1 時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外 (深夜)
	08 : 30～17 : 15	04 : 45～08 : 30 17 : 15～22 : 15	22 : 15～04 : 45
8,000 トン未満	¥89,700	¥143,520	¥197,340
8,000 トン以上 20,000 トン未満	¥109,600	¥175,360	¥241,120

- ① 1 時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の 5 割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その作業が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。